## おわりに 原理・原則に立ち返ろう

そもそも放送はなぜ、ここまで選挙に対して慎重に配慮をしなくてはいけないのだろうか。「放送基準(12)」のような文言は、どのような原理・原則に根ざしているのだろうか。番組制作の現場では、果たしてどこまで、それが理解されているのだろうか。

日本国憲法は、国民主権の原理を採用している。しかし国民が主権者であると言っても、現実に一般国民が政治に参加する手段、すなわち国民とその意思を代表する政治家をつなぐものは、選挙しかない。選挙のこのような重要な役割を理解しないと、選挙制度が民主主義の根幹にかかわるという原則の意味は理解できない。「放送基準(12)」がよって立つのはこの原理・原則であり、選挙が、国民主権の原理に根ざし民主主義の根幹にかかわるからこそ、放送がその公平・公正性をゆがめるようなことはあってはならないという根本的な倫理なのである。

しかし、多様な番組の中で、選挙にかかわる倫理基準を具体的に適用していくことは、必ずしも容易ではない。例えば、民放連解説書に「取りやめることが望ましい」と記されている公示(告示)1か月前を切っても、実際には、著名人の立候補表明などがニュースになることがある。また候補者が現職大臣として番組に出演することも少なくない。これらは他の候補との関係で公平さを害することにならないのかと、素朴な疑問をもつ人もいるだろう。

また、その1か月前という期間についてもよく考える必要がある。民放連解説書にも「公示(告示)の1カ月以上前であっても、結果として事前運動的効果をもたらすおそれのある時は、番組であると広告であるとを問わず、出演を取りやめることが望ましい」とされている。つまりこれは「その1日前ならセーフ、以後ならアウト」というように形式的、機械的にあてはめられる基準ではない。

したがって、何が問題となり何が問題とならないのかは、実際に現場でケース・バイ・ケースで判断することになる。一般的には、日々の出来事を伝えるニュースの範囲を超える情報提供、すなわちわざわざ企画して候補者の出演・取材を不用意に依頼することは避けるべきとされているが、それが結果的に事前運動的効果をもたらす可能性があるかどうかについては、先に示した原理・原則に立ち戻って、個別に慎重な検討をしなければならない。

「決定第9号」でも「選挙の公平・公正性に対する配慮は(…中略…)形式的な観点からの検討だけでは十分でない」としている。明文化された基準をしゃくし定規に受け取るだけでは、むしろさまざまな問題が生じてくる。個別に慎重な検討をスキップして、形式的なコンプライアンス至上主義に逃げ込むことは避けるべきであろう。そこには思考停止が生じ、かえって認識の目を眠らせてしまう危険性も生じる。なぜ

そうなのか、この場合はどうなのかを常に問いかけ、考え続けることが重要なのではないだろうか。書き記された文言に受動的に向き合うだけでは、放送人としての責務を十分に果たしたとはいえない。過去の事例を思い起こして、放送の使命と照らし合わせながら、番組制作の現場で議論を重ねることこそが重要であろう。

放送にとって選挙は、決して与(くみ)しやすい相手ではない。だからこそ、放送に携わる者は、自らは放送のプロフェッショナルであると強く自覚し、その社会的使命を適切に遂行するために攻守のバランスのとれた組織づくりを目指す必要がある。そうした組織の中でこそ、豊かなイマジネーションと自由闊達な表現を大事にする努力は活かされ、多様で豊かな情報提供が実現するのではないか。当委員会は、そのような努力を惜しまないチームを、応援し続けるサポーターでありたい。